

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳澤英二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百瀬 譲

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百瀬 譲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本化学産業株式会社大阪支店  
(大阪市中央区上町一丁目23番10号)  
日本化学産業株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第85期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結累計期間	第85期 第3四半期 連結会計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間	第85期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	15,403	19,280	5,947	6,539	21,027
経常利益 (百万円)	1,731	2,865	877	1,089	2,576
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,067	1,669	614	655	1,577
純資産額 (百万円)			20,569	22,420	21,194
総資産額 (百万円)			25,720	28,542	26,567
1株当たり純資産額 (円)			1,044.14	1,138.17	1,075.87
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	54.18	84.75	31.22	33.26	80.06
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			80.0	78.5	79.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,580	259			3,416
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,431	669			1,738
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	105	21			257
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			5,197	6,187	6,577
従業員数 (名)			727	717	718

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	717 (136)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	332 (136)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
薬品事業	3,515,432	
建材事業	437,023	
合計	3,952,455	

(注) 1 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間における商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
薬品事業	1,205,695	
建材事業	39,304	
合計	1,245,000	

(注) 1 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
薬品事業	5,670,582	
建材事業	869,004	
合計	6,539,586	

(注) 1 セグメント間の内部取引はありません。  
 2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。  
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日～平成22年12月31日)におけるわが国経済は、民間の住宅及び設備投資は堅調に推移したものの、雇用環境は依然として厳しい状況が続いている上に、個人消費が経済対策効果の終息、縮小による駆け込み需要の反動減、輸出もアジア諸国における在庫調整や円高の影響により減少する等、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは引き続き、新製品や新規用途開発品を中心に販売数量・生産数量の確保・拡大、低コスト体質の強化に努めた結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、主力の薬品部門の販売数量増、主要原料の非鉄金属相場上昇に伴う売価アップに加え、建材部門も新規取引先向けの増加や新製品の拡販もあり、当社グループ全体では前年同四半期比592百万円 10.0%増の6,539百万円となりました。利益面では、両部門とも増収効果、生産数量増に伴う固定費負担の軽減と、薬品部門における主要原料の非鉄金属相場上昇に伴う売価アップが原料消費価格上昇に先行したメリット等により、営業利益は前年同四半期比201百万円 23.7%増の1,051百万円となりました。経常利益は前年同四半期比212百万円 24.2%増の1,089百万円と営業利益に連動して増加し、四半期純利益は前年同四半期比40百万円 6.5%増の655百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

#### 薬品事業

主力の薬品事業は、売上高は数量面では電池用薬品を含む一部情報技術関連製品の需要増と海外売上も堅調に推移したこと、また売価面では非鉄金属相場上昇に伴う売価アップ等により5,670百万円となりました。利益面では、増収効果、生産数量増に伴う固定費負担の軽減、非鉄金属相場上昇に伴う在庫メリット等により、営業利益は884百万円となりました。

#### 建材事業

建材事業においては、住宅建材製品が、新設住宅着工戸数の回復に新規取引先も加わり、売上高は869百万円となり、営業利益は数量増に伴う採算向上を主因として272百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、売上増に伴う売上債権の増加や、生産数量増、非鉄金属相場上昇に伴う、原材料等の棚卸資産の増加により、前連結会計年度末比2,179百万円増の18,750百万円となりました。また、固定資産は、有形固定資産の減価償却費による減少があり、前連結会計年度末比204百万円減の9,791百万円となりました。この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ、1,975百万円増の28,542百万円となりました。

一方、負債は生産数量増に伴う仕入債務の増加等により、流動負債が増加し、負債合計は前連結会計年度末比749百万円増の6,122百万円となりました。

純資産は、利益剰余金が増加したことにより前連結会計年度末比1,225百万円増の22,420百万円となりましたが、総資産がより増加したため、自己資本比率は前連結会計年度末の79.8%から78.5%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで27百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで270百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで146百万円増加し、この結果、当第3四半期連結会計期間末は、第2四半期末に比べ90百万円減少し、6,187百万円となりました。また、前年同四半期比では989百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金は、27百万円の増加(前年同四半期は4百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、売上債権の増加額660百万円、棚卸資産の増加額634百万円、法人税等の支払額462百万円等があったものの、税金等調整前四半期純利益が1,083百万円、仕入債務の増加額464百万円、減価償却費262百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金は、270百万円の減少(前年同四半期は138百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出が269百万円あったこと等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金は、146百万円の増加(前年同四半期は92百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、配当金の支払額が160百万円あったものの、短期借入金の純増額が327百万円あったこと等であります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は100百万円であります。

## (6) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 株式会社の支配に関する基本方針

#### ・基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### ・基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月に設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、中期経営計画の策定を通じ高付加価値製品の開発と拡販及び安価原料・リサイクル原料の活用拡大や、設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし厳しい事業環境下でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築してまいります。

当社グループは、今後もユーザーからの大幅な値下げ要求や価格競争の激化など厳しい事業環境が続くことを前提として、技術力の一層の向上に基づく安価原料・リサイクル原料の活用拡大をはじめとして総てのコスト・経費の徹底した削減をすることにより低コスト体質の構築・強化を引き続き進めてまいりますとともに、現行薬品・建材事業の拡大強化・環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材・プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品の開発促進や新規事業の開拓等に継続して取り組んでまいります。

当社は、この計画を達成することにより、強靱な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホ

ルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

また、コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」を策定し、この徹底を図るため、「コンプライアンス委員会規程」を策定しました。コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、導入することを決議し、同年6月29日開催の当社第81回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認を頂きました新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン(以下「第一回信託型ライツ・プラン」といいます。)の有効期間が、平成21年6月30日をもって満了したため、平成21年5月13日開催の取締役会において、第二回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することとし、同年6月26日開催の第84回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様とその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することといたしました。当社は、中央三井アセット信託銀行に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたしました。本信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

1. 申込期日  
平成21年6月30日(火)
2. 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)  
平成21年6月30日(火)

### 3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。  
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。

### 4. 本新株予約権の総数

25,000,000個

### 5. 各本新株予約権の払込価額

無償とする。

6．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。

7．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社 本店  
東京都港区芝三丁目33番1号

8．本新株予約権の行使期間

平成21年6月30日(火)から平成24年6月30日(土)(ただし、平成24年6月30日(土)以前に権利発動事由(下記9．1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヵ月間経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

9．本新株予約権の行使の条件

1) 下記に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めたと認め、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付

者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記14.及び15.に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の

確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記乃至のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

- 4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足す

る義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### 10. 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記8. 所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの中で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記9. に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記9. 4)により本新株予約権を行使することができない者(上記9. 2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記9. 2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記乃至のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会において、本新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

#### 11. 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記10. に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 上記10. に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)及び4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。  
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要とするとき

12. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続株式会社等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記8.乃至11.等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記9.4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記9.2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記16.の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

13. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

#### 14．本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

#### 15．本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記14．の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

#### 16．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記9．2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

#### 17．本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

#### 18．割当先

中央三井アセット信託銀行株式会社

#### 19．法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

・上記 の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記 の取組みは上記 の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

・上記 の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は上記 の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記 の取組みは、上記 の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記 の取組みは、下記の仕組みを有していることから、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議により承認されています。

合理的な客観的解除要件の設定

本新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

本新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権が行使可能になる時点を先送りする等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様意思表示が反映されることが確保されているといえます。以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議しております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

### 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

有効期間を限定していること(サンセット条項)

本新株予約権の行使期間は原則として平成24年6月30日(土)までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。また、会社法第341条により、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成21年6月26日)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第二回信託型ライツ・プランを設定することを平成21年6月26日開催の定時株主総会にて可決しました。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者	(注) 1
新株予約権の数	25,000,000個
新株予約権のうち自己 新株予約権の数	
新株予約権の目的とな る株式の種類	当社普通株式

新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(2)又は(3)により対象株式数(下記(2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">資本金の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は1円とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成21年6月30日(火)から平成24年6月30日(土)(ただし、平成24年6月30日(土)以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」欄の(1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額	<p>各新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。</p>

新株予約権の行使の条件	<p>(1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、新株予約権の割当日の前後を問わず、</p> <p>(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合((i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)又は(ii)当社が発行者である株券等(同法第27条の23第1項に定義される。)の公開買付けに係る公開買付者(後に定義される。)及び特別関係者(後に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。)の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定される。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定される。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。)を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券市場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)</p>
-------------	---

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記6及び7に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- (2) 上記(1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記 乃至 のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

	<p>(3) 上記(2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることが当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記(1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p> <p>(6) 新株予約権者が、上記(1)から(5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名又は記名捺印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること</p> <p>譲渡人及び譲受人が大規模買付け者グループに属する者でないこと</p> <p>譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと</p>
取得条項に関する事項	(注) 2
信託の設定の状況	(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 当社は、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手続に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

## 2 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時まで  
の間で当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「新株予約権の行使の条件」欄に従  
い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)により新株予約権を行使す  
ることができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使するこ  
とができない者を除く。)から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株  
式を交付することができる。
- (2) 上記のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(た  
だし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)に  
おいて、新株予約権の全部を無償で取得する。  
権利発動事由が生じた場合であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)又は(3)に従い新株予約権の全部  
が行使することができないとき  
当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合  
当社取締役会が新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場  
合  
上記 乃至 のほか、当社取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決  
議した場合  
特別委員会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合  
当社の株主総会において、新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議  
された場合
- 3 当社を委託者とし中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定  
しております。
- 4 取得の対価として交付される株式の種類及び数
  - (1) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただ  
し、下記(3)及び(4)により交付株式数(下記(3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に新  
株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
  - (3) 各新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。た  
だし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生  
ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後  
に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映  
したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。
  - (4) 上記(3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。  
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整を必要と  
するとき
- 5 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項  
当社が次の(1)から(5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得さ  
れていない新株予約権に代わる新株予約権を、当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」とい  
う。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の  
決定方針に沿う記載のある当該(1)から(5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限  
るものとする。
  - (1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
  - (2) 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
  - (3) 新設分割  
新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
  - (4) 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
  - (5) 株式移転  
株式移転により設立する株式会社：株式移転計画  
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類  
存続株式会社等の普通株式  
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数  
合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1  
株未満の端数は切り捨てる。  
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勸案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。  
承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び(注)2、4等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄の乃至の事由等を勸案して上記承認をするか否かを決定する。

#### 6 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別途定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

#### 7 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)6の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

#### 8 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

#### 9 法令の改正等による修正

法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、「新株予約権等の状況」欄(注記部分を含む。)に記載の各条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、これらの各条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

### (4) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日		20,680		1,034,000		337,867

## (6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 981,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式19,588,000	19,588	
単元未満株式	普通株式 111,000		1 単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,588	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式340株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	981,000		981,000	4.75
計		981,000		981,000	4.75

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	707	725	669	646	661	624	603	626	675
最低(円)	638	638	620	605	580	582	569	582	590

(注) 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明和監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,487,183	6,877,412
受取手形及び売掛金	2 8,339,668	7,068,477
商品及び製品	1,038,236	761,521
仕掛品	996,644	832,955
原材料及び貯蔵品	1,619,064	756,278
繰延税金資産	236,813	237,432
その他	40,826	43,148
貸倒引当金	7,450	5,880
流動資産合計	18,750,987	16,571,347
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	2,268,790	2,530,537
その他(純額)	3,544,790	3,494,018
有形固定資産合計	1 5,813,581	6,024,555
無形固定資産		
投資その他の資産	10,815	11,318
投資有価証券	1,618,379	1,758,501
その他	2,367,706	2,220,339
貸倒引当金	18,608	18,608
投資その他の資産合計	3,967,477	3,960,233
固定資産合計	9,791,874	9,996,106
資産合計	28,542,861	26,567,453
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 2,951,401	2,292,244
短期借入金	784,000	360,000
未払法人税等	579,417	800,496
賞与引当金	246,646	385,000
役員賞与引当金	22,500	30,000
その他	725,346	646,889
流動負債合計	5,309,311	4,514,630
固定負債		
繰延税金負債	204,829	226,611
退職給付引当金	326,185	351,182
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	104,966	-
その他	167,637	270,660
固定負債合計	813,151	857,985
負債合計	6,122,463	5,372,616

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	545,674	545,602
利益剰余金	21,354,232	20,039,403
自己株式	391,080	390,045
株主資本合計	22,542,826	21,228,959
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45,125	129,235
為替換算調整勘定	167,553	163,358
評価・換算差額等合計	122,428	34,122
純資産合計	22,420,398	21,194,837
負債純資産合計	28,542,861	26,567,453

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	15,403,118	19,280,262
売上原価	12,112,288	14,818,495
売上総利益	3,290,830	4,461,767
販売費及び一般管理費	<sub>1</sub> 1,635,717	<sub>1</sub> 1,691,610
営業利益	1,655,112	2,770,156
営業外収益		
受取利息	3,759	11,671
受取配当金	32,670	34,914
不動産賃貸料	27,542	24,740
その他	38,933	53,797
営業外収益合計	102,905	125,123
営業外費用		
支払利息	9,323	9,970
売上割引	7,696	10,562
賃貸収入原価	9,544	8,767
その他	445	124
営業外費用合計	27,009	29,424
経常利益	1,731,008	2,865,855
特別利益		
貸倒引当金戻入額	561	-
特別利益合計	561	-
特別損失		
固定資産売却損	676	2,665
固定資産除却損	9,062	12,552
投資有価証券評価損	16,890	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	98,466
特別損失合計	26,628	113,683
税金等調整前四半期純利益	1,704,941	2,752,171
法人税等	<sub>2</sub> 637,569	<sub>2</sub> 1,082,749
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,669,422
四半期純利益	1,067,372	1,669,422

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,947,526	6,539,586
売上原価	4,501,508	4,910,393
売上総利益	1,446,017	1,629,193
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 596,092	<sup>1</sup> 577,742
営業利益	849,925	1,051,450
営業外収益		
受取利息	385	1,028
受取配当金	13,439	14,779
不動産賃貸料	8,987	8,253
その他	14,158	24,151
営業外収益合計	36,971	48,212
営業外費用		
支払利息	3,123	3,285
売上割引	3,178	3,898
賃貸収入原価	3,404	2,814
その他	172	43
営業外費用合計	9,878	10,040
経常利益	877,018	1,089,622
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	99,999	-
特別利益合計	99,999	-
特別損失		
固定資産売却損	30	2,461
固定資産除却損	473	4,079
投資有価証券評価損	16,890	-
特別損失合計	17,333	6,541
税金等調整前四半期純利益	959,685	1,083,080
法人税等	<sup>2</sup> 344,717	<sup>2</sup> 427,989
少数株主損益調整前四半期純利益	-	655,091
四半期純利益	614,968	655,091

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,704,941	2,752,171
減価償却費	879,078	738,183
貸倒引当金の増減額（は減少）	561	1,570
賞与引当金の増減額（は減少）	110,000	138,354
役員賞与引当金の増減額（は減少）	5,000	7,500
退職給付引当金の増減額（は減少）	34,430	24,996
長期未払金の増減額（は減少）	30,668	59,916
環境対策引当金の増減額（は減少）	1,410	-
固定資産除却損	9,062	12,552
固定資産売却損益（は益）	676	2,665
投資有価証券評価損益（は益）	16,890	-
保険配当金	481	-
受取利息及び受取配当金	36,429	46,585
支払利息	9,323	9,970
為替差損益（は益）	2,554	-
売上債権の増減額（は増加）	2,535,870	1,272,768
たな卸資産の増減額（は増加）	107,200	1,303,481
仕入債務の増減額（は減少）	941,054	659,807
未払消費税等の増減額（は減少）	32,365	94,401
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	98,466
その他	114,596	171,016
小計	1,282,890	1,498,398
利息及び配当金の受取額	36,431	44,543
利息の支払額	9,323	9,970
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	270,409	1,273,680
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,580,407</b>	<b>259,291</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	-	400,000
定期預金の預入による支出	200,000	496,600
有形固定資産の取得による支出	1,243,278	501,532
有形固定資産の売却による収入	241	52
投資有価証券の取得による支出	13,302	1,001
関係会社株式の売却による収入	36,991	-
生命保険積立金の解約による収入	62,203	-
生命保険積立金の積立による支出	69,294	17,464
保険積立金の積立による支出	-	49,139
その他	5,391	3,945
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,431,830</b>	<b>669,632</b>

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	805,000	1,380,000
短期借入金の返済による支出	615,000	956,000
差入保証金の回収による収入	13,450	13,800
ファイナンスリース債務の返済による支出	27,868	58,732
自己株式の取得による支出	555	1,156
自己株式の売却による収入	-	194
配当金の支払額	280,279	356,446
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>105,254</b>	<b>21,658</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,138	1,546
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	56,462	390,228
現金及び現金同等物の期首残高	5,141,383	6,577,412
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,197,846	6,187,183

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は1,881千円、税金等調整前四半期純利益は100,348千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は103,219千円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
--	---

**税金費用の計算**

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

**【追加情報】**

当第3四半期連結累計期間  
(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

**退職給付引当金**

当社は、税制適格退職年金制度および退職一時金制度を採用していましたが、平成22年6月1日付けで税制適格退職年金制度を確定給付企業年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。なお、本移行による損益に与える影響は軽微であります。

**【注記事項】**

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 12,863,505千円</p> <p>2 四半期連結会計期間末日満期手形  四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理に  ついては、手形交換日をもって決済処理をして  おります。  なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機  関の休日であったため、次の四半期連結会計期  間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高  に含まれております。  受取手形 230,134千円  支払手形 130,557千円</p>	<p>有形固定資産の減価償却累計額 12,306,345千円</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)																								
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>運送費及び保管費</td> <td>312,091千円</td> </tr> <tr> <td>給与賞与</td> <td>500,161千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>97,763千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>15,000千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>35,500千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>278,186千円</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	運送費及び保管費	312,091千円	給与賞与	500,161千円	賞与引当金繰入額	97,763千円	役員賞与引当金繰入額	15,000千円	退職給付費用	35,500千円	研究開発費	278,186千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>運送費及び保管費</td> <td>354,646千円</td> </tr> <tr> <td>給与賞与</td> <td>506,722千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>79,174千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>22,500千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>37,896千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>281,465千円</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	運送費及び保管費	354,646千円	給与賞与	506,722千円	賞与引当金繰入額	79,174千円	役員賞与引当金繰入額	22,500千円	退職給付費用	37,896千円	研究開発費	281,465千円
運送費及び保管費	312,091千円																								
給与賞与	500,161千円																								
賞与引当金繰入額	97,763千円																								
役員賞与引当金繰入額	15,000千円																								
退職給付費用	35,500千円																								
研究開発費	278,186千円																								
運送費及び保管費	354,646千円																								
給与賞与	506,722千円																								
賞与引当金繰入額	79,174千円																								
役員賞与引当金繰入額	22,500千円																								
退職給付費用	37,896千円																								
研究開発費	281,465千円																								

## 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)																								
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>運送費及び保管費</td> <td>114,447千円</td> </tr> <tr> <td>給与賞与</td> <td>220,384千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>7,833千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>11,655千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>109,189千円</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	運送費及び保管費	114,447千円	給与賞与	220,384千円	賞与引当金繰入額	7,833千円	役員賞与引当金繰入額	5,000千円	退職給付費用	11,655千円	研究開発費	109,189千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>運送費及び保管費</td> <td>121,622千円</td> </tr> <tr> <td>給与賞与</td> <td>253,626千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>51,489千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>7,500千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>13,844千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>100,308千円</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>	運送費及び保管費	121,622千円	給与賞与	253,626千円	賞与引当金繰入額	51,489千円	役員賞与引当金繰入額	7,500千円	退職給付費用	13,844千円	研究開発費	100,308千円
運送費及び保管費	114,447千円																								
給与賞与	220,384千円																								
賞与引当金繰入額	7,833千円																								
役員賞与引当金繰入額	5,000千円																								
退職給付費用	11,655千円																								
研究開発費	109,189千円																								
運送費及び保管費	121,622千円																								
給与賞与	253,626千円																								
賞与引当金繰入額	51,489千円																								
役員賞与引当金繰入額	7,500千円																								
退職給付費用	13,844千円																								
研究開発費	100,308千円																								

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年12月31日現在)
現金及び預金 5,397,846千円	現金及び預金 6,487,183千円
預入期間が3か月超の定期預金 200,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 300,000千円
現金及び現金同等物 5,197,846千円	現金及び現金同等物 6,187,183千円

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	20,680,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	981,340

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	197,001	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月14日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	157,592	8.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	薬品事業 (千円)	建材事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	5,291,312	656,213	5,947,526		5,947,526
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	5,291,312	656,213	5,947,526		5,947,526
営業利益	806,832	155,693	962,525	(112,600)	849,925

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の主要製品

薬品事業

銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹼、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液、めっき加工

建材事業

アルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成22年12月31日)

	薬品事業 (千円)	建材事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	13,796,048	1,607,070	15,403,118		15,403,118
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	13,796,048	1,607,070	15,403,118		15,403,118
営業利益	1,668,996	302,316	1,971,313	(316,201)	1,655,112

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の主要製品

薬品事業

銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹼、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液、めっき加工

建材事業

アルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## 【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	941,084	19,740	960,824
連結売上高(千円)			5,947,526
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.8	0.4	16.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(千円)	2,400,259	20,252	2,420,511
連結売上高(千円)			15,403,118
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.6	0.1	15.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社において「薬品事業」「建材事業」に関する国内及び海外の包括的な戦略を立案し、これを基に、「薬品事業」については、薬品営業本部、薬品生産本部、海外子会社等で、「建材事業」については建材本部で、具体的な事業活動を展開しております。

また、「薬品事業」は、銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液の製造販売及びめっき加工をしております。「建材事業」はアルミ製よろい戸・観音開きよろい戸、鋼製雨戸、防火通気見切り縁、手摺・笠木等の住宅用建材製品、外装用パネル、制御盤用熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品の製造販売を行っております。

従って当社グループは、製品・サービス別セグメントから構成されている「薬品事業」及び「建材事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	17,025,828	2,254,433	19,280,262		19,280,262
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	17,025,828	2,254,433	19,280,262		19,280,262
セグメント利益	2,415,111	654,928	3,070,040	299,883	2,770,156

(注) 1. セグメント利益の調整額 299,883千円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					

(1) 外部顧客に対する売上高	5,670,582	869,004	6,539,586		6,539,586
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	5,670,582	869,004	6,539,586		6,539,586
セグメント利益	884,604	272,484	1,157,088	105,638	1,051,450

(注) 1. セグメント利益の調整額 105,638千円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,138.17円	1,075.87円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益 54.18円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1株当たり四半期純利益 84.75円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	1,067,372	1,669,422
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,067,372	1,669,422
普通株式に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,700	19,699
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株 これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載の通りであります。	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益 31.22円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1株当たり四半期純利益 33.26円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	614,968	655,091
普通株式に係る四半期純利益(千円)	614,968	655,091
普通株式に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,700	19,698
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社は、平成23年2月10日開催の取締役会において、従業員持株会連携型ESOPの導入及びこれに伴う第三者割当による自己株式の処分について決議いたしました。

(1) 従業員持株会連携型ESOP

従業員持株会連携型ESOPの目的

従業員持株会連携型ESOPの導入により従業員の企業意思形成への参画意識を高めることによるインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値向上を目指しております。

従業員持株会連携型ESOPの概要

当社株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」といいます。)を設定のうえ、本信託の受託者(以下「受託者」といいます。)であり割当予定先である株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)が、(i)借入れにより調達した資金をもって当社が処分する自己株式である株式を取得したうえ、当社の従業員持株会である「にっかさん従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)による当社株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の会員(以下「会員」といいます。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後に余剰が生じる場合、金銭を会員に交付すること等を実施いたします。なお、当社は、受託者による借入れについて保証いたしますので、万一本信託の終了時までには当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。

(2) 第三者割当による自己株式の処分

・処分先及び処分する株式の数

株式会社三井住友銀行

(にっかさん従業員持株会信託口)

287,000株

・処分価額 1株につき695円

・処分価額の総額 199,465千円

・払込期日 平成23年3月3日

【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり当期中間配当を行うことを決議いたしました。

1. 配当金の総額 157,592千円

2. 1株当たりの金額 8.00円

3. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月6日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 久島 昭 弘  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大久保 晴 雄  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 久島 昭 弘

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大久保 晴 雄

業務執行社員 公認会計士 鈴木 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
  - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。